

質 問 事 項	質 問 の 要 旨
1 福祉施策について	本年３月から、平成３１年度までの５年間の女川町福祉計画が策定されました。この計画は社会福祉法第１０７条に基づく市町村地域福祉計画に位置づけられるものですが、計画目標は地域の生活課題やそれらを解決するために必要な施策やサービス、活動等を立案し、具体的な方法を明らかにするものと思っています。現在本町の高齢化率は３６．７％と聞いております。高齢者が安心して生活できる指針が福祉計画に記載されており、この計画どおり確実に推進して行くための一つとして、支え合うコミュニティづくりがあると思います。さらに地域住民が一同に集う場所として集会所の設置が必要と思いますが、次の点を伺います。 (１) 町の老人クラブへの対応は手厚い施策がなされていますが、行政区と老人クラブとの連携はどうなっていますか。 (２) 震災後、若年層のひきこもりが増えていると聞きおよんでいます。このことをどう捉え、さらに人との交流が苦手な就労意欲が無くなった人、就職手段のわからない人たちの相談事はどうしているのか、担当課ではどのような対策

質 問 事 項	質 問 の 要 旨
2 きぼうのかね商店街の 今後について	を講じているのか伺います。
	(3) 女川地区自立再建地区をはじめ多くの集会所
	の計画はまだ示されておりませんが、どのよう
	な計画で進んでいますか。
	(質問の相手：町長・担当課長)
	きぼうのかね商店街は、平成 29 年 3 月の期限で県
	に返還しなければならないことになっているが、し
	かしながら、移転先の復興が遅れており、完成から
	自立するまでの期間がながく時間を要します。現在
	きぼうのかねで商店を営む人の中には、できるなら
	完全復旧する間、現在地で商売をしたい、きぼうの
	かね商店街が封鎖されれば店を閉鎖したいという方
	が多いと聞いています。金融機関の移転もはっきり
	しない中で、期限どおり、閉鎖しなければならない
	のか、またプロムナードに入居しない老舗の商店へ
	の手立ても必要と思うが、当局の見解を伺います。
	(質問の相手：町長・担当課長)

質 問 事 項	質 問 の 要 旨
3 集合住宅の防災訓練について	大原北区災害公営住宅は、平成 26 年 3 月完成で、
	早いもので 1 年半を迎えます。自治会組織も心配す
	るまでもなく、コミュニティづくりも順調に進んで
	いると思われますが、入居者の高齢化率は他の自治
	会よりも大変高くなっています（10 月現在 51%）。
	安心・安全に生活できる要素の中には、どんな災
	害にも耐えられることでありますが、隣接部屋の火災
	が生じた場合の対応はどうするのか等の問題があり
	ます。自治会独自に年 2 回防災訓練をしているよう
	ですが、様々な状況を想定した場合、当局としてど
	んな対策を講じているか伺います。
	（1） 電気系統が焼失した場合、エレベーターが使
	用できなくなる可能性があります、その際の
	高齢者や身体弱者の誘導・避難等の対策はどう
	しますか。
	（2） 前述で申したとおり高齢者が多く居住する 2
	階以上の方々の避難はどうしますか。
	（3） 1、2 点を踏まえ、自治会での防災訓練の指
	導と、関係団体と合同の避難訓練が必要と思い
	ますが、当局としての見解を伺います。
	（質問の相手：町長・担当課長）